

マイナンバーに関するお知らせ

従業員の皆さまへ

マイナンバー制度が開始します

マイナンバーは、今年(平成27年)10月5日以降に、マイナンバーが記載された通知カードが、市区町村から、住民票の住所に世帯主宛に簡易書留で郵送されます。来年(平成28年)1月から社会保障や税の分野での利用が始まります。

これに関連して、お願いと注意事項をお知らせいたします。

注意事項

- 住民票の住所とお住まいの住所が一致していない場合は、今年の10月5日までに一致させてください。
- 皆さまやご家族の通知カードは、捨てたり、なくしたりしないようにしっかりと保管してください。

次頁以降に、内閣府資料(抜粋)でマイ
ナンバー制度概略をお知らせします。